

軽油引取税を電子申告・納付する 皆様へのお願い

令和6年10月28日から、eLTAXによる軽油引取税の電子申告及び納付が可能になりました。

愛媛県へ電子申告等をするにあたり、以下の事項に御留意のうえ、御提出ください。

電子申告・納付とは？

地方税共同機構が運営している「eLTAX」を利用して電子による軽油引取税の申告及び納付が行えます。

詳しい利用方法等については、裏面を御覧ください。

※電子申告等を行うには、インターネットを利用できる環境が必要です。

愛媛県からのお願い

①事業者（所）コードの記載

納入申告書（第16号の10様式）及び報告書（第16号の41様式等）の別表については、極力、事業者（所）コードの記載をお願いいたします。

事業者（所）コードが不明な場合は、管轄する県税事務所へお問い合わせください。

②免税証の提出

免税証については、従来どおり、原本を申告期限までに持参または郵送により御提出ください。

電子申告・納付の利用方法について

電子申告・納付の利用の流れは次のとおりです。
詳しくはそれぞれのリンクをご確認ください。

★法人県民税等の申告により、既にeLTAXを利用している場合は、

①・②を省略することができます。

①利用環境の整備

パソコン環境や電子証明書の準備をします。

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/documents/00058> (1-1～1-38ページ)

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/denshisyoumeisyo/>

②利用届出（新規）を行い、利用者IDを取得 ※PCdesk（Web版）

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/documents/00058> (2-1～2-22ページ)

③PCdeskNextにアクセスし、提出先情報等を登録

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/documents/08930> (4-1～4-5ページ)

④申告データの作成・提出

提出先ごとに作成する方法と、複数の申告書を一括で作成する方法があります。

【作成】 URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/documents/08930>
(5-1～6-14ページ)

【提出】 URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/documents/08930>
(7-15～7-22ページ)

⑤PCdeskから納付手続き

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/documents/00058> (8-1～8-11ページ)

その他、詳しい利用方法等については、以下、URL「軽油引取税の電子申告手続き拡充に係る特設ページ」を御覧ください。

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/news/10432>

軽油引取税 電子申告 

お問い合わせ先

eLTAXの利用方法について

・ eLTAXヘルプデスク

URL :

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>

申告内容等について

・ 東予地方局

課税課軽油引取税係

Tel:0897-56-1300(代)

・ 南予地方局

税務課軽油引取税係

Tel:0895-22-5211(代)

・ 中予地方局

課税課軽油引取税係

Tel:089-941-1111(代)